

平成29年第3回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成29年6月16日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	6月16日午後2時6分宣告（第4日）
出 席 議 員	<p>1 番 山 本 隆 史                      2 番 城 内 敏 之</p> <p>3 番 井 戸 太 郎                      4 番 森 田 勝</p> <p>5 番 稲 月 敏 子                      6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮                      8 番 山 田 仁 樹</p> <p>9 番 高 幣 幸 生                      1 0 番 窪 和 子</p> <p>1 1 番 下 中 一 郎                      1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長                      岩 崎 万 勉</p> <p>副 町 長                      中 島 伊 三 郎</p> <p>教 育 長                      岡 弘 明</p> <p>会 計 管 理 者                      橋 本 雅 至</p> <p>政 策 推 進 課 長                      大 浦 孝 夫</p> <p>総 務 防 災 課 長                      瓜 生 浩 章</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長                      松 村 嘉 容</p> <p>税 務 課 長                      山 口 繁 雄</p> <p>住 民 生 活 課 長                      中 村 九 啓</p> <p>健 康 保 険 課 長                      辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 課 長                      今 田 良 弘</p> <p>観 光 産 業 課 長                      西 岡 勝 三</p> <p>都 市 建 設 課 長                      寺 口 嘉 彦</p> <p>上 下 水 道 課 長                      島 野 千 洋</p>
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<p>議 会 事 務 局 長                      上 田 昌 弘</p> <p>主 幹                      高 橋 恭 世</p> <p>主 査                      大 文 字 睦 美</p>
議 員 提 出 議 案 の 題 目	<p>第 1 号 に 同 じ</p> <p>発 議 第 5 号    ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求 める意見書（案）</p>
請 願	第 1 号 に 同 じ
議 事 日 程	議 長 は 、 議 事 日 程 を 別 紙 の と お り 報 告 し た 。

平成 29 年 第 3 回 ( 6 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 4 号 )

平成 29 年 6 月 16 日 ( 金 )

午後 2 時開議

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 発議第 4 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について<br>(文教厚生委員長報告) |
| 日程第 2 | 請願第 1 号 | 国民健康保険税の引き下げを求める請願書<br>(文教厚生委員長報告)        |
| 日程第 3 | 発議第 5 号 | ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書<br>(案)           |
| 日程第 4 |         | 委員会の閉会中の継続調査の件                            |

再 開 （午後 2 時 0 6 分）

○議 長

皆様、こんにちは。

町長より、住民生活課の北樋口参事が公務出張のため、本日の本会議を欠席する旨の通知を受けましたので御報告いたします。

再開する前に、初日に選任同意をいただきました公平委員会委員の三好慶男様と任命同意をいただきました教育委員会委員の梅本利政様、三崎啓恵様、任命同意をいただきました農業委員会委員の吉川平一様が御挨拶に来られておりますので、お受けしたいと思います。よろしく願いいたします。

まず初めに、公平委員会委員の三好慶男様、よろしく願いいたします。

○公平委員会委員（三好慶男）

こんにちは。三好と申しますけれども、今回もまた議会のほうの御承認のもとに、公平委員会のほうに所属せえということでございますので、お受けいたしました。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議 長

続きまして、教育委員会委員の梅本利政様、よろしく願いいたします。

○教育委員会委員（梅本利政）

皆さん、こんにちは。本日は、貴重な時間をいただき、ありがとうございます。ただいま、教育委員という重責を賜りました梅本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

この重責に、改めて身の引き締まるような思いでいっぱいでございます。この緑豊かな我が町、心温まる教育環境、そして地域の方々の優しいまなざし、子供たちの笑顔、平群の宝を教育の振興と発展に誠心誠意努めてまいり所存でございます。各議員の皆様方におかれましては、これまでも増して、教育行政への限りない御支援と御指導を賜りますよう心からお願いをいたしまして、甚だ簡単ではございますが、就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。（拍手）

○議 長

続きまして、教育委員会委員の三崎啓恵様、よろしく願いいたします。

○教育委員会委員（三崎啓恵）

三崎でございます。何もわからない状態なんですけれども、一日も早く皆様のお役に立てるように努めさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議 長

続きまして、農業委員会委員14名の方を代表されまして、吉川平一様、よろしく願いいたします。

○農業委員会委員（吉川平一）

今議会におきまして、農業委員会の委員として任命同意をいただきました吉川平一でございます。同意をいただきました14名を代表いたしまして、議員の皆さん方にお礼を申し上げたいと思います。

改正農業委員会法は、今年の4月に施行され、これによりまして、平群町農業委員会は、7月20日より新制度による新たな体制でスタートを切ることになります。新制度におきましては、農地利用の最適化が軸とされておりまして、農業委員会に求められる役割や責任も大きくなったと感じております。今後、平群町の農業の発展のために農業委員が一体となりまして取り組んでまいり所存でございます。議員の皆様方には引き続き、御指導、御協力を賜りますようお願いいたしまして、簡単でございますけれども、お礼の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長

皆様、どうもありがとうございました。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成29年平群町議会第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第2 請願第1号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書

以上2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案2件については、文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（井戸太郎）

では、文教厚生委員会の委員長報告をしたいと思っております。

去る6月6日、平群町議会第3回定例会本会議において、文教厚生委員会に付託を受けた発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、請願第1号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書の2件について、6月7日に当委員会を開催して審査しました。

その審査内容と審査結果を御報告します。

まず、発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査結果を報告いたします。

本条例は、ことし3月の定例会において、平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例が可決成立し、国民健康保険税は昨年度に比べて、総額で約2億5,000万円の増税となり、加入者の負担額は1.6倍にも上ることになったが、今回提出した改正案の減税総額は約1億1,100万円、平群町の国民健康保険会計の状況から、国保税が昨年度より負担増になるのはいたし方ないにしても、加入者の負担をできる限り抑え、人口流出にもつながらない負担増にすべきとのことから改正するものです。

主な質疑では、当初予算の金額と大きな乖離があると思うが、その要因についてただされ、28年度決算では、収入額約27億7,500万円、歳出では28億8,900万円となり、約1億1,400万円の赤字決算となった。この要因は、大きく、医療費が見込みより減り、医療給付が下がったこと、また国保や療養給付費交付金など、予想以上に交付されたこと。当初、2億5,000万円の赤字になると見込んでいたが、決算額が出たことにより、療養給付費が約8,400万円、共同事業交付金が約1,800万円の減額となり、歳入では国庫等の交付金が見込んでいたより増額となったので3,800万円の歳入増となった。結果として、約1億4,000万円の乖離が生じたとの答弁がありました。

平群町の国保加入者や社会保険等の加入者構成についてただされ、平群町の国保の加入率は約40%が国保の加入世帯となり、残りが社会保険の方であるとの答弁がありました。

一般会計からの繰り入れをどのように考えているのかただされ、一般会計から繰り入れを行うということは、他の健康保険の加入者からすれば二重払いのような形になるので、税の公平性からいかなものかと考えているとの答弁がありました。

平群町として健全な国保財政を保つための考えについてただされ、平成30年度以降の広域化で負担金や保険料率が変わる。その時点で慎重に考えていかなければならない。他市町村は広域化のときに激変緩和をするようなことも言われている。平群町は29年度の決算状況はわからないが、余剰金がなく、現在赤字なので激変緩和はできない。財政状況を好転させ、黒字にすることが大前提と思っているとの答弁がありました。

町は、住民説明会や3月議会でも、29年度の国保会計を赤字にしないために最低限必要な額の増税にした。それまでの累積赤字を解消するものではない

と言っていたが、この発言と今議会の発言は矛盾するのではないかとただされ、2億5,000万円の赤字が出ると予測をしていたので、29年度はこれ以上の赤字をつくらないということで提案した。赤字額が半分以下になったが、なくなったわけではないので、これ以上の赤字をふやさないという考え方であるとの答弁がありました。

大幅な引き上げを行う条例改正が3月議会に行われたが、決算では大きく乖離している。前提条件を壊れたわけだから、見直しや検討をされるのかただされ、2,000名を超える署名があるということについては重く受けとめなければならないと考えているが、1億1,400万円の累積赤字があり、この赤字が最終的に被保険者に返っていくことになる。28年度の決算がよかったということだけをもって29年度以降の国保について、直ちに変更云々ということにはならないと考えているとの答弁がありました。

討論では、国民健康保険会計は、平成28年度決算は1億1,400万円の赤字となったが、いまだ1億円を超える赤字が残ることとなる。一時的な改正ではなく、来年度からの国保の広域化、黒字化が最優先だと考える。平成30年度以降は町独自の激変緩和措置も赤字の平群町はできず、県から出してくる税率に合わしていくことになる。今は目先のことでなく、将来の国民健康保険財政、財政調整基金を保有していくことも視野に入れて考えるべき。過去に4年連続して値下げしたことで現状をつくってしまった。二度と繰り返さないためにも、この発議には反対するとの討論がありました。

一方、昨年度の国保会計が確定して赤字が1億4,000万円下回り、特に一般の被保険者の保険給付が予測を大きく下回った。3月議会では可決した1.6倍もの大幅な国保税の引き上げ、総額2億5,000万円の増税の引き上げ根拠自体が、前提が崩れてしまった。赤字額が大幅に縮小することがわかった以上、29年度については赤字を出さないことに照準を合わせて縮小した分については住民の負担を減らし、住民の声に答えていくためにも、少しでも税率を見直すことは当たり前のことではないかと思う。よって、本条例案には賛成をするとの討論がありました。

採決の結果、発議第4号は否決すべきものと決しました。

請願第1号 国民健康保険税の引き上げを求める請願書について、審査結果を報告いたします。

請願の要旨は、平成29年度から前年度の1.6倍にもなる国民健康保険税の引き下げを求めるものです。

主な質疑では、紹介議員に対して、年齢構成や国保加入についてただされ、署名は2,126筆であり、年齢層では加入者が圧倒的に多い。加入者以外の

方も当然あり、75歳以上の人もいる。特に、国保加入者の多い西山間、農家の方が結構多い。今年度は昨年度の決算から試算すれば8,000万円ぐらいの黒字になるので、これは住民の多くの意見であるとの答弁がありました。

討論では、平群町の国保財政をチェックする立場の議員として、累積赤字を抱え、今後の健全財政を見込めない中での引き下げについて賛成することは到底できない。本国保会計の健全財政の黒字化が大事であり、平成30年から国保税の広域化もあり、本町の国保財政の推移を見る必要があると考える。本日に引き下げができる 때가来た場合に改めてこの議論をすべきであると思うので、採択には反対するとの討論がありました。

一方、国税徴収法で滞納処分の執行を停止できる要件を満たすほど重税を住民に課すことになる国保税の引き上げは、国保財政の健全化の前に住民生活が破綻をしかねない状況に追い込むことになる。そしてまた、余りにも高過ぎる国保税は新たな滞納を生み出すことになり、本末転倒だということである。28年度決算がほぼ確定して住民説明会や運営協議会などで言ってきた、28年度、2億円以上の赤字が8,700万円におさまり、累積も2億5,800万円が1億1,400万円の赤字にとどまった。引き上げの根拠として前提条件が崩れたことから、住民生活を考える立場から見直しを出すのが行政としてあるべき対応だと思っている。また、住民生活を守るという点で、賛同署名が2,100筆を超える切実な声をしっかり受けとめるべきとのことから、今回の請願については賛成するとの討論がありました。

採決の結果、請願第1号は不採択すべきものと決しました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査内容と結果であります。

よって、文教厚生委員会委員長報告といたします。

平成29年6月16日  
文教厚生委員会  
委員長 井戸太郎

○議長

ありがとうございました。

これより、発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山本君。

○1 番

発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

国民健康保険会計は、平成27年度に赤字決算となり、平成28年度決算においては約1億1,400万円の赤字となったところですが、いまだ1億円を超える赤字が残っております。また、議会初日での馬本議員からの質疑でもございましたように、平成28年度の実績報告にもよりますが、国等への返還金が発生することも見込まれます。この議案は、平成28年度決算から見て、3%の医療費を見込み、6,300万円の引き下げを可能としておりますが、残りの4,800万円の財源は定かではありません。一般会計からの繰り入れを見込まれていますが、一般会計から繰り出しされる状況でもありません。

平成30年度以降は他市町村とは違う町独自の激変緩和措置も、赤字の平群町はそれもすることができず、県から出してくる税率に合わせていくこととなります。

今は、目先のことだけではなく、将来の国民健康保険財政、財政調整基金を保有していくことも視野に入れ、過去4年連続して値下げしたことで現状をつくってしまったことを猛省し、二度と繰り返さないためにも、この発議には反対いたします。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。植田君。

○6 番

私は、今回の発議第4号については、賛成の立場で討論をさせていただきます。

3月議会で、住民の暮らしをかえりみない国保税の1.6倍への引き上げが6対5で可決をされました。そのとき、引き上げの理由として、一貫して行政側が言ってきたのが、28年度末で国保の累積赤字は2億円を超えると、こういう説明でした。29年2月、ことしの2月の時点での見込みでも累積赤字は2億5,800万円の赤字になるということから1.6倍への引き上げ、総額2億5,000万円。これは、29年度単年度を赤字にしないだけで、28年度までの赤字2億5,800万円は残る、こういうふうに言ってきました。しかし、28年度の実際の決算では、単年度で約8,770万円、累積赤字では1億1,400万円にとどまり、町が大幅引き上げの理由としてきた額、2億5,800万円より1億4,000万円も下回る決算となりました。



そういう意味で、引き上げの前提としてきた赤字幅が半分以下になる、ある意味、前提条件が崩れた以上、少なくとも住民の暮らしに多大な影響を与え、負担能力を超える1.6倍もの国保税は見直しを行うのが住民の暮らしや命を預かる行政としての本来の姿ではないでしょうか。それを、見直しも行わず、そのまま重税を課すのは、住民に対する、私は背信行為ではないかと考えます。

高過ぎる国保税の引き下げを求める請願署名が、約1カ月で2,100筆を超える署名が提出をされていることから、住民の暮らしを守るという立場で、この国保税の大幅な引き上げは絶対に認められないということで、それを引き下げていこうという発議第4号 国保税条例の一部を改正する条例については賛成をいたしたいと思います。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。城内君。

○2番

前回も言わせてもらったんですけども、当初、確かに単年度黒字を議論されたので、こういう単年度だけの議論になってるんだと思いますが、この今回の発議の修正案では単年度しか考えていなくて、来年度、また値上げをしなければならなくなります。それだけ赤字がまだふえているということになります。そういうことで、賛成できません。

それから、皆様からの御意見に、何で4年間も下げ続けたんやとのお言葉を随分いただきました。二度とこのようなことはしたくないと考えております。医学界の発展は素晴らしいものがありますが、我々にはそれは高額医療費という形でしか返ってきていません。赤字を少しでも次の世代へ残さない、また高額医療がどんどん増加しているということを考えて、この案に反対したいと思います。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。稲月君。

○5番

私は、発議第4号については、賛成をする立場で討論をいたします。

先ほどからも述べられていますように、28年度単年度の赤字額が予想より大幅に少なくなるという、そこがはっきりしてまいりました。29年度についても、このままでいけば大幅な黒字を生んでいく、こんな状況が、この間、報告をされております。町長を初め、町当局の皆さんは、住民説明会の中でも、29年度については赤字を出さない、これ以上赤字をふやさないという、そう

いう立場で住民の皆さんに、ぜひ御協力をいただきたい、この2億5,000万円の増税を認めていただきたいというふうに懇願をされたことがしっかり私の脳裏には焼きついております。このことについて、委員会でも私も質問させていただき、その答えは、それはそうだけでも、今までの赤字分も消していくと。そうすることが住民の幸せなんだというふうな中身で答弁をされています。

しかし、それってやっぱりおかしいというふうに思います。住民にあれだけ懇願をされたんです。29年度を赤字にしたくない、だから協力してくれ、このようにおっしゃったことについて、今回、これほどの乖離が出ているにもかかわらず、1円も引き下げをするという提案が当局からない。非常に残念であります。

そして、このことについては、住民にうそをついたということになるのではないのでしょうか。行政の都合でこれまでの赤字が解消できるというのは、行政にとっては好都合ではあるでしょうけれども、住民の怒りは、より一層大きくなっているということは、私たちが地域を回る中で感じているところでございます。

国保の財政が厳しいという原因は、何も町だけの責任ではないというふうに思います。本来、国が支出しなければならない国庫支出金を著しく減額をいたしまして、1980年代に比べると半額にも満たないと、そういう状況にまで陥っています。このことが大きな、国保財政を苦しめている原因だというふうに考えます。このことについては、町長御自身も強調をされているところでございます。国保の根本問題が解決されなければ、国保財政の問題はいつまでも続くと、一方では考えられます。国への強い働きかけ、これは私たちも含めて、絶え間なく運動もし、強くしていくという、こういう必要があると考えております。

しかし、国保行政、平群町の国保行政の執行は町の責任で果たしていかなければなりません。町民の暮らしを守る、福祉を守る、この仕事をしっかりするということが自治体としては責任のある態度ではないのでしょうか。このことは絶対に忘れてはならないことです。

先般、私も、住民の皆さんの声ということでお伝えをさせていただきましたが、「こんなことするなら自殺もするで」ということで、命を絶つてでも抗議をしたいと、こんな思いまで訴えられる、こういうことを住民が口にする、こんな今の平群町になってしまっているということはしっかり心にとめていただきたいし、恥ずかしいことだというふうに思っていたいただきたい。国保税については、払えなかったら保険証が取り上げられる、医療が受けられなくなる。国保税は絶対に払える税率にする。払えなくなる、そういう住民をつくらない。

住民の健康と命がしっかり守れる、そういう平群町であらなければならないと思います。だからこそ、今回の国保税の税率引き上げについては見直すべきだと考え、条例の一部改正案については賛成をするものでございます。

○議長

ほかにございませんか。森田君。

○4番

発議第4号について、私は賛成の立場で討論いたします。

さきの植田議員、稲月議員の賛成討論とほぼ同じでございますが、加えて言うならば、国保運営協議会の意見が議会に反映されていない、届いていないわけでありまして、まことに残念であります。

私はたまたま国保運営協議会を傍聴しておりまして、住民の方と直接接しております医療現場の先生方からは、1.6倍の値上げはきつい、引き上げは厳しいとの意見がありました。また、当日出席の委員の多くの方も同じ意見だったと思います。また、委員会だったか議会だったか記憶はありませんが、ある議員からは、一般会計から相当額補填してもと意見もありました。今回も、提案理由で引き上げの財源を示しておりますので、どうか議員各位の賛成をお願いいたします。

私たち議員は、困っている人、立場の弱い人に手を差し伸べるべきではないかと思えます。それが政治の責任であります。よって、以上の理由で、本条例改正案に賛成いたします。

○議長

ほかにございませんか。高幣君。

○9番

発議第4号 国保条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をさせていただきます。

発議された条例案では、本年度の単年度収支の会計を見て改正を考えておられるように見受けます。今、課題とされている28年度についてどうなるか、赤字は解消できるかという課題が先送りではないでしょうか。今後、被保険者にこの課題をどうするかです。28年度の約1億円強の赤字をどうするか、30年度以降について未定ではないでしょうか。不安がいっぱいです。もし国保財政がさらなる悪化した場合、また逆に好転した場合等が見えません。ただ、一番大事なことは、国保会計の継続性、安定化を一番に考えるのが最良であります。今回の最大の課題は、この継続と安定であり、国保財政をいかに後世へつなぐかであります。国や県の今後の動きを注目していくことです。今後、大きな力になります。一時的な改正ではなく、来年度からの国保の広域化、黒字

化が最優先ではないでしょうか。本町は、4年連続引き下げたことを、議員、議会も反省材料として、安定した国保会計をつくり上げるのが議会の仕事であります。

本日御提案された国保条例改正案発議には、この何年かの轍を踏まないように考え、本発議には反対いたします。

「28年度は当初は6年間で返すと言うた」の声あり

○議 長

静かに。傍聴席の方、静かにしてください。

ほか、ございませんか。井戸君。

○3 番

私は賛成の立場で討論いたします。

3月議会で町は2億以上の単年度赤字が出るので2億5,000万円の増税をしました。私と山口議員の議員発議では1億2,500万円の増税の発議をしました。きょうですね、今回の6月議会では、町は1億1,000万円の赤字におさまったにもかかわらず、2億5,000万円の増税のままというわけで、これ、うその情報でですね、私のほうが結局正しかったわけですね。ちょうどぴったり、どんぴしゃですよ。でも、うその情報で私の増税案、緩やかな増税案というのが反対されて否決されました。3月議会は一体何だったのかということなんですよ。

この6月議会でそういうことを考えて、3,000万でも5,000万でも、ほんの少しでも増税額を下げるのが常識、普通やと思います。少しも下げないですし、答弁でも何か矛盾もしてないような言い方をしました。これも、町の考えも修正しなかったことも、これどういうことですかと。もう、うそですよ。これを見たらどう思うでしょうね。平群町はもう、うそをついてもいいんだと。何をするにも、自分のルールをつくりたいならうそをついてもいいんだということに見えますよね、人の意見をつぶしているわけですから。これを、それこそ子どもたちが見たらどう思うのか。この流れですね。「ああ、自分のために自分のいい情報をうまいこと使って、通ってしまえば、もうそれでいいや、つくってしまえばそれでいいや」、これはちょっとね、本当によろしくないと思います。ですから、こういう本当はね、矛盾だらけで反対するのもどうかと、正直思います。

それから、一般会計についてもですね、繰り入れ、町長も答弁もされましたし、不公平があると。ほかの社会保険の方は不公平は二重払いになる。でも、

それをもう少し広い意味で見たらどうなるかって考えたときに、すごい、正直、私から見れば狭い考え方だと思うんですね。同じ所得の人が加入によって同じ医療を受けるのに、全く違うわけですね。国保のほうはずっと高いわけです。それがこれから永遠に続くでしょう。これは別に町の責任じゃないですけども、広い考え方すれば、国の施策のある程度の、言うなれば、矛盾点はやっぱり町が修正しなければいけないのかと、そう思うんですね。そう考えればですね、一般会計を少々入れ込むというのは、緩和のためにでしたら、ずっとというわけじゃないんですから、これはこれで、私は一般会計の繰り入れも重要だと考えています。

そういうことも含めてですね、今回はこの議員発議のことには賛成のほうをしたいと思います。

○議長

窪君。

○10番

発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、反対の立場で討論をさせていただきます。

平群町の国民健康保険特別会計の財政状況は、平成26年度以降、短年度赤字を計上し、平成27年度には基金を全額取り崩しても2,600万円の赤字決算になりました。さらに、平成28年度決算では8,769万円の単年度赤字で、累積では1億1,400万円の赤字決算となり、いまだに1億円を超える赤字が残っている現状であります。

また、3月議会で町当局が示されました平成28年度決算見込みより1億4,400万円の乖離になった原因については、医療費の伸びが減少したことが一番大きな要因と示されましたが、医療費は年々増加傾向にある中、平成25年度も少し減少しましたが、その反動もあり、26年度に大きく増加をいたしました。今回、28年度の医療費が少し減少したからといっても、これまでのように医療費の現状は、高齢化や医療技術の高度化により、増加傾向にあることは間違いございません。さらに、30年度以降の広域化で新しい制度に変わる中、県から平群町にどのような税率が示されるか、いまだにわかりません。

しかし、文教厚生委員会で、発議の提出者であります山口議員は、「今後、広域化で示される税率について、今の平群町の税率より絶対に低い。また、1億4,000万円の赤字も消えると思う」と断言をされましたが、明確な根拠が全く見当たりません。では、もし県から示された税率が高ければ、平群町は基金も全くない中、さらなる増税をしなければならなくなります。そのような未確定要素がある中、しばらく推移を見守り、慎重に考えるべきであります。

過去に4回にわたり国保税の値下げをした結果、このような赤字財政となり、国保加入者の皆様には本当に大きな御負担を強いらなければならなくなった、この経験を二度と繰り返すわけにはまいりません。今後も町民の命と健康を守るため、安心して安全に医療が受けられるよう、安定的な財政運営を行うことが本当の住民生活を守る責務であり、そのような現状になった時点で検討すべきと申し上げ、この発議第4号には反対の立場での討論とさせていただきます。

○議長

ほかにございませんか。山口君。

○7番

反対討論でいろいろありましたけれども、私、提出者ですので、当然賛成討論するわけですが、4年連続の赤字が、さも今回の事態を引き起こしたような言い方は、私は間違いだというふうに思っています。将来のことを考えなければならない、当然です。ただ、その最初の引き金は、これは何回も言ってますけれども、平成20年度の医療制度の改革の中で平群町が大幅な増税を最初に行った。その間違った増税がその後の引き下げにつながったのであって、引き下げ率が大き過ぎたか少な過ぎたか、その議論はしませんけれども、基本的に町長は4年連続引き下げ提案されたことは間違いではないです。ただ、何回も言っていますように、今の国保制度の中では、前期高齢者交付金の、今、平群町の国保会計に占める割合が非常に高い中で、その動向をどう見るかという、いつまでも平群町は高くないというふうに言いましたけれども、それがどこで潮目があるのか、その点の見きわめは確かに、財政を見る場合には大事だったというふうに思います。そういう点では、この間も指摘していますように、1年間遅かったというか、そういうのもあったと思うんですね。

その一方で、予想以上に医療費が26年、27年ですね、非常にふえたというの、前年度に比べてというのもあります。その辺の見込み違いはあったにせよですね、そのことが原因で今の赤字になったのではなくて、もともと国のほうの制度の問題、そのことが一つと、平群町の場合、昨年度まで、近隣に比べて2割ほど国保税が安かった、そのことももちろん、今の赤字を見ればですね、全く影響はないとは言いませんが、そのことが原因で今度の1.6倍じゃないんですよ。1.6倍にしなければならないという根拠は、基本的に先週の文教厚生委員会で担当課長も答えていますように、今の28年度の当初予算でいけば、昨年度の決算から推測してですね、約8,000万円の単年度収支で黒字が出るということです。ということはですね、今、1億1,400万の赤字、それが8,000万、例えば8,000万黒字になれば3,400万の赤字になるわけです。30年度から、先ほどから制度が変わる。県は1月に一定

のシミュレーションを出しています。ばかげた高い金額になってます。私も資料をとりましたけれども。そのことは今、言いませんけどもね。

ですから、平群町みたいな、要するに、滞納しても差し押さえもできないような税率が奈良県中で起こるといいうことが、奈良県中だけじゃない、全国的にも起こるといいうような状況が、今、差し迫ってるといいうのも一方にあるわけです。しかしね、払うほうの懐はふえてないわけですよ。そんな中でこれだけ上がったのを、なぜ町はですね、自分たちが説明してきた内容と前提条件が大きく変わったにもかかわらず、例えば今回、1億1,100万円の減税提案ですけれども、それをもうちょっと落として、7,000万でも8,000万でも、単年度で8,000万の黒字が見込めるといいうのであれば、予測できるといいうのであれば、それぐらいはとりあえず住民に戻す。まだとってないわけですがけれども、引き上げを抑える。その上で、来年度、制度がまた変わった中で状況を判断するといいうのは、私は本来の筋だと思っうんです。そこをまずやってもらえなかったといいうのが、私は一番の問題だといいうふうに思っています。

先ほど、稲月議員やほかの森田議員からもありましたけれども、一番考えないといけないのは住民の皆さん、払う側の加入者の皆さんの思い、また暮らしです。そこを考えずにですね、行政がそれを考えないのであれば、議会がそれを是正する、それは私は議員の本来の役割だといいうふうに思いますので、そのことも強く申し上げてですね、この議案については、ぜひ可決させていただきたいといいうことをお願いして賛成討論といたします。

○議長

ほかにございませんか。下中君。

○11番

発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、反対の立場で討論をいたします。

28年度の決算予想では2億5,000万といいうふうに言われておりましたが、実際、ほぼ確定の数字が1億1,000万といいうことになったことで、いろいろ理由は、先ほどの議会の中、また本会議の中、委員会の中でも言われました。確かに医療費は減少ぎみで、また、国の交付金等も予想以上にふえたといいうことが大きな要因だといいうことであります。

そんな中で、3月議会で大幅な増税といいうふうに言われておりますけれども、やはり29年度はこれ以上の赤字を出さない、国保会計を安定さすといいうことで、3月議会では可決になったところでございますが、今回、このような決算が出たと、たまたま28年度がそういう状態であったが、29年度についても同じにように医療費が減少するとは限らないと思っいます。またふえるかもわか

らないし、また減るかもわからない、その辺はなかなか予想がつきにくいところだと思いますが、たとえ当初考えた以上に赤字がふえなくても、最後はやはり加入者のほうに還元されるものであり、今後、30年度の広域化も踏まえて、今すぐに28年度決算を見ての引き上げについてはいかがなものかなど考えるところでございます。

よって、発議第4号については反対をいたします。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての発議第4号については反対をいたします。

減税発議は、平成28年度の約1億1,400万の赤字を据え置き、平成29年度の1年間の収支バランスをとるために、予備費の活用と一般会計の繰り入れ等が見込まれ、実質単年度収支のみを注視した発議であります。また、一般会計からの繰り入れについては、文教厚生委員会において、町長は繰り入れをしないと回答されました。

平成28年度の約1億1,400万の赤字は、今議会で平成29年度、国民健康保険会計に繰上充用の補正予算が承認案件として上程され、全会一致で承認されましたが、今回の発議との整合性に私は疑問視するところであります。

平成30年度に広域化となり、県からの税率に合わせなくてはならないのでありますが、累積赤字を補填する財政調整基金もなく、国民健康保険財政健全化が私は求められると思います。医療費の統合により、国保財政が大きく影響を受けますので、長期的な観点に立って是非を判断する必要があると思います。4年連続値下げした結果の増税であり、同じ轍を踏まないためにも、財政運営の良否を判断する重要なポイントである実質収支を尊重すべきであると思います。よって、実質単年度収支のみ注視された発議には反対をいたします。

以上です。

○議長

よろしいですか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第4号について採決を行います。



本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数であります。よって、発議第4号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については否決されました。

続きまして、請願第1号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書の委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。山本君。

○1 番

請願第1号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書を拝見させていただきました。

まず、この請願文書の作成に当たりまして、前回もお話させてもらいましたが、皆様のアンケートのお力をおかりしまして、このような2, 126筆も署名を集めていただきまして、またこの議会で皆様と協議する機会を与えていただきましてありがとうございます。

私も国民健康保険加入者でございますので、非常に重税感があり、苦慮しているところでございます。我が家は5人家族で、病院に通い、支払う費用は年間で約10万円にも見えないと思いますが、現在の税率では上限の89万円近くになる試算となり、実費で10割負担のほうが安くなるとは言えますが、これはありがたいことに、我が家家族が大病もなく過ごせた結果論でございます。初日の本会議で山口議員さんからの御紹介アンケートでも同じことを言われている加入者がおられました。

少し余談になりますが、私のような子育て世代の家族は、日々の生活をさまざまな住民さんのお力で支えられています。例えば、子どもの通学をボランティアで、暑い日も寒い日も雨の日も見守ってくださっている平群のお父さんや

お母さんに助けられて、安全な日々を当たり前のように過ごさせていただいております。そんなお父さんやお母さんが体調を崩してしまい、治療に必要な費用がかさむようであれば、私は日ごろの恩返しとして、喜んで苦勞をともにすることを宣言いたします。年に一度の海外旅行でも行ければいいなとは思いますが、日ごろよりお世話になっている方々のためなら、今は贅沢をすることを控え、子どもたちも恩返しに喜んで賛同してくれると思います。相互扶助という言葉だけでなく、身を持ってその精神を子どもたちに教えられるよい時期であるかとも私は思っております。

しかしながら、平群町議会として、平群町の国保財政をチェックする立場の議員としまして、累積赤字を抱え、今後の健全財政が見込めない中での引き下げについては、賛成することは、これは到底できるものではございません。また、請願文書の国税徴収法に反した国保税率については、国税徴収法第76条第1項に差し押さえ可能とありますが、課税と徴収とは別であり、何ら法的問題はございません。

そして、平成30年から国保税の広域化も控えておりますので、今しばらく国保特別会計の推移を見ながら、本当に引き下げができる 때가来たときに改めてこの議論をすべきであると思っておりますので、この採択には反対いたします。

以上です。

「所得が多いからちやうか」の声あり

○議長

静かに。

ほか、ございませんか。植田君。

○6番

私は、この請願第1号の国民健康保険税の引き下げを求める請願については賛成の立場で討論いたします。

先ほども発議第4号のときに申し上げましたが、約1カ月ちょっとでこの引き下げを求める署名が、正確には2,131筆という形で住民の方々から寄せられました。これは、引き上げ幅が余りにもひどい、何とかしてほしいなど、切実な声や、またお手紙を添えて署名を届けてくださる方もたくさんいらっしゃいました。また、今回のこの国保の引き下げですけれども、国保の加入者以外の中にもですね、余りにも住民の暮らしに寄り添わない、寄り添う姿勢を全く持たない町行政のやり方に怒りや納得できないという思いの方々も、今回の署名での協力もいただいている。それがこの2,131筆という短期間で集ま

った数につながったと考えています。

1. 6倍もの国保税の引き上げ、3月議会での引き上げの前提条件がですね、28年度の決算が出る中でですね、説明してきた額より赤字幅が1億4,000万円下回った、乖離が生じた、これは事実であります。そういう状況がきちっと確定したわけですから、今の現在の国保税、国税徴収法で滞納処分の猶予措置の対象を生み出すほどの負担能力を超える高過ぎる国保税は、私はかえって新たな滞納を生み出すことにもつながり、本末転倒ではないかというふうに思っております。このような高い国保税は払えない、何とかしてほしいという住民の願いに、思いに寄り添う意味からも、この請願第1号については賛成をしたいというふうに思います。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより請願第1号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は不採択であります。請願第1号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書を採択することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数であります。よって、請願第1号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書は不採択することに決定いたしました。

3時10分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時56分)

再 開 (午後 3時10分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

○議長

日程第3 発議第5号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書(案)

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

発議第5号

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成29年6月16日

提出者 窪 和子

賛成者 高 幣 幸 生

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書(案)

昨年未に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を発表したところである。

これまでも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握して来なかった。

政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことを強く求める。

記

- 1 公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。
- 2 3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や

実施方法を早急に検討すること。

3 アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取り組みと合わせ、さらに依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

続いて、提出者の提案理由の説明を求めます。窪君。

○10番

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読をしていただきましたが。我が国はこれまでより、ギャンブル依存症対策の取り組みが諸外国に比べ、10年から30年おくれていると言われております。厚生労働省の調査によれば、ギャンブル依存症にかかっていると思われる方は全国で536万人と推計され、国内の成人の約5%に当たる数値であり、有病率は、2013年度調査では、我が国では4.8%、諸外国のイギリスでは0.5%、米国では0.4%、マカオで1.8%、シンガポールで2.2%と比べ、我が国は突出して高くなっており、対策のおくれが見てとれます。

厚生労働省は、ギャンブル依存症の治療を行う医療機関が少ない、効果的な治療方法が見つからないなど、具体的な対応策の検討が喫緊の課題であると見解を示しております。

昨年末に成立をいたしました特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律には、ギャンブル等依存症の実態把握や依存症患者の相談体制の強化などを求める衆参内閣委員会による附帯決議があり、その検討が求められております。

現在、ギャンブル依存症で本人も苦しんでおられますが、その御家族も苦しまれており、家庭が崩壊するなど、深刻な社会問題となっている中、この意見書案は、ギャンブル等依存症の対策として具体的な対策を定めたギャンブル等依存症対策基本法の制定や実態把握を進め、依存症の患者が専門的な医療を受けられる体制の整備や患者の円滑な社会復帰に向けた支援などの抜本的に強化に取り組むことを強く求める意見書でございます。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様には御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。稲月君。

○ 5 番

提案者にお尋ねをしたいと思います。

昨年12月15日にこの特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律というのが修正をされて可決をされたというふうに記憶をしております。これを通すに当たっての附帯決議としてね、幾つかの法律をつくって、それを整備をしないとこれは執行できないというような形で可決をされたというふうに思っているんですが、そのもともとの法律ですね、長いですけども、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、これはいわゆるカジノ法、カジノを合法化して民間の事業者に運営をさせるというようなこと、規制緩和をしてそういう人たちにもうけさせてもいいよというような中身になると思うんです。いろいろ理由を提案しはった人たちは述べてはったというふうに思いますけども、私は、こういうカジノを誘致をするということ自体がね、ギャンブルの依存症の人たちを大いにふやしていくというね。ふやしていくというのが、現実あるのではないか。

そのギャンブル依存症の人に対する対策をするということについては何の異論もありませんし、いろいろやっていかないかん問題というのは重大な問題があると思うんですけどもね、そのもともとのところ、なぜこれ、附帯決議で出てきたんか言うたら、ふえるからでしょう。それじゃあ、もともとからふやさんといったらいいじゃないのって私は思いますんですが、そのあたりは窪さんはいかがお考えなのかなというふうに思って御質問させていただきます。

○ 議 長

窪君。

○ 10 番

稲月議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

この文書、意見書（案）を見ていただきましたら、カジノの是非を問う意見書ではございません。まず申し上げておきたいと思います。これは、我が国が、本当にカジノのこの複合施設の法律、法案が通られる前から、このギャンブル依存症に対する対策が、我が国は本当におくれてきたわけです。それにより家庭が崩壊し、また大切な子どもたちも本当に悲しい人生を歩まれている御家庭もたくさんあるということで、このギャンブル依存症の対策が喫緊の課題である。我が国はおくれていたんだという視点での意見書でございます。ですから、カジノの是非を問う意見書ではないことを申して御答弁とさせていただきますと思います。

○ 議 長

ほか、ございませんか。はい、稲月君。

○ 5 番

今、返答していただいたんですが、だけどここに書いてますやん。特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、これを結局つくったときに、附帯決議としてこういうのをやりますよということと言ったわけでしょう。ということになったわけでしょう。そしたらね、当然、この根本にあるものはね、ギャンブル依存症を生んでいくんだから、それを私はなくさないかんというふうに思ってるからお尋ねしたんです。そのことについてはどう思っておられるんですかというお尋ねをしましたので、それにもう一回答えてください。

○ 議 長

窪君。

○ 1 0 番

何度も同じことになると思うんですが、この意見書を隅から隅まで読んでいただきましたら、カジノの是非を問うものではないということは、私が御答弁させていただきましたから御理解はいただいたと思います。しかし、このことを、カジノのこの特定複合施設に関する法律が通ることにより、今まで置き去りにしてきた、置き去りにしてきてるんです。言いましたね、今、この現状では、反対に稲月議員に御質問させていただくことはできないと思いますが、このギャンブル依存症、我が国の実態をどれだけ御存じなのかなと思います。私もこのような意見書、また提出させていただくに当たりまして、本当にギャンブル依存症で、この特定複合施設の法律が通り、カジノが一部できることによる、その以前から苦しまれてる方がたくさんいらっしゃるということで御提案をしたものでございますから、そこはしっかりと御理解いただきたいと思います。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて、これより討論に入ります。稲月君。

○ 5 番

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書案については、反対をする立場で意見を述べさせていただきます。

昨年12月15日に特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律が国会

で可決をされました。この法律は、刑法で禁じられました賭博を合法化し、民間事業者が営利目的で賭博場を開く、民営賭博を認めるという重大な問題を含む法律でございます。ギャンブル依存症が疑われる成人が536万人いると厚労省は指摘をしています。大変深刻な状況、これをさらに拡大するものでございます。カジノ解禁がギャンブル依存症を拡大するにとどまらず、多重債務者をふやし、暴力団の関与も出てまいります。マネーロンダリングや周辺地域の治安の悪化、青少年への悪影響などももたらすなど、大変大きな問題が今、危惧をされております。

また、本法策定を推進した方たちが強調されてきました経済効果の点でも、IR方式の施設は世界各国で既に破綻をしてきている、こういうことがたくさん出てきております。こういう点でも、地域振興策としても、経済的効果という点でも、もう失敗をしているという状況になっています。このような法律は百害あって一利なしとしか言いようがなく、新たなギャンブル依存症をつくらないためには、このような法律は、まず廃止をさせる、これしかないというふうに考えます。

そしてまた、この意見書（案）で述べられているような附帯決議ですね、これを通さないと、この法律が実際、法律として用をなさない、実際に民間施設が営業すると、そういう事態が発生できないというふうになっている。だからこの附帯決議を実行させようということで、今、このようなことを早く実現させていく、法律を通させていくということで急がれているのではないかと私は思っております。

世界一ギャンブル依存症が多いというふうに先ほども御説明がありましたが、多いと言われているこの日本の実態から、依存症については、対策が本当に必要なこと、当然であるというふうに私も思います。このカジノに限らず、競馬や競輪、それから一番大変やと言われているのはパチンコ、パチスロ、こういうギャンブル、これについてもね、本当にいろんな形で規制をするのか、それともどうするのかというね、多くの人たちがやってはる中ではね、国民的議論がまず必要になってきています。

深刻な依存症問題を解決する根本的な対策は、独自に強力的に進める、この法律とは別個に進めていくということが必要だというふうに考えます。ギャンブル依存症のない社会を目指すことが必要だと思います。そのためには、まず、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律は、まず廃止をすること、これが何より必要と考えています。だから、この附帯決議にあります実施法を制定をさせ、カジノ施設を開設させる、ここに結びついていくわけですから、これは認めるわけにはまいりません。



以上のことから、本意見書には反対をいたします。

○議 長

ほかにございませんか。高幣君。

○ 9 番

私は、このギャンブル依存症対策の抜本的強化に対して、意見書については賛成の立場で、提出することに賛成とさせていただきます。

昨年末に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の制定趣旨には大いに賛成をする立場でございます。我が国の、日本として活性化を、これを願って、私はこの趣旨に対しては賛成していております。

しかしまた、これからの日本というのは、やはり世界的にもっともっと発展させるためにも、前向きな国づくり政策が必要です。本町の近くでも大阪万博開催が前向きに、そして国際的な動きとして世界にアピールされている現状です。また、東京ではオリンピック・パラリンピックに向けての動きが進んでおります。このような環境の日本の活性化に向かって、抜本的にこの依存症対策に取り組むべきであると感じております。これは国の責務ではないでしょうか。

本意見書の提出には賛成とさせていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第5号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、発議第5号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）は原案のとおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

続きますして

日程第4 委員会の閉会中の継続調査の件

を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。はい、町長。

○町長

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、議会開会中、熱心な御議論、御提言をいただきました。上程させていただきました案件につきましては、全て承認、可決、同意いただき、まことにありがとうございました。

さて、本町の財政状況は、町民の皆様の御理解と御協力、また行財政改革によるさまざまな効果もございまして、7年連続で実質収支の黒字が達成できました。

しかし、その実態は大変厳しいものがございまして、この内容につきましては9月議会の議論を待ちたいと思っておりますが、町税収入が20億円を割り込み、普通会計での借金総額138億円に達していることなど、現実には非常に厳しい状況にあることは議員各位も御承知のところでございます。また、財政指標の観点から見ましても、平成27年度実績でございますが、公債費比率は県下ワースト9位、将来負担比率はワースト2位でございます。このような厳しい財政状況ではありますが、一方では、子育て政策や高齢者福祉の充実など、さまざまな行政需要は進展する一方でございます。

そんなような状況の中、本町では、駅周辺整備事業の完成と（仮称）文化センター・図書館建設を最大の課題として推進しているわけでございます。大変困難を極める課題であります、「水と緑と文化の町・へぐり」の基盤整備によりまして、高齢者から子どもまでが安心して暮らせる緑豊かで心豊かな子ど

もの歓声が聞こえる町を目指して、全町民の皆様と心を一つにして前進してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、平群の将来を見据えた大きな転換期であるという観点から御理解を賜りまして、最大限の御協力をいただきますよう、付してお願い申し上げる次第でございます。

いずれにいたしましても、今後、1日1日の努力の積み重ねが大切でございます。そのことによりまして、初めてこの大きな事業が達成できるものと確信するところであります。議員各位のより一層の御理解と御協力を切にお願い申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって平成29年平群町議会第3回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 3時33分)